

群馬県前橋合同庁舎ほか23施設で使用する電気の入札に関する質疑応答集

以下は、昨年までの入札であった主な質問と回答をまとめたものです。

(回答については今回の入札内容にあわせて修正しています)

質問書提出の際には、ご一読願います。

質問 1

入札対象施設の現供給者を教えてください。(複数者ある場合はその旨教えてください。)

(回答)

株式会社 U-POWER と契約しています。

質問 2

各施設の計量日を教えてください。

(回答)

計量日については、電気需給契約書（案）第10条にあるとおりです。

質問 3

予備電力がございましたら、予備線・予備電源のどちらかを教えて下さい。

(回答)

予備電力の利用はありません。

質問 4

自家発補給電力の契約はございますか。

(回答)

自家発補給電力の契約はありません。

質問 5

太陽光発電等による余剰電力の売電契約を締結している施設があればご教示ください。
また、弊社が落札した場合、余剰売却契約の計量日を主契約（今回の入札対象の契約）の
計量日にあわせて変更させていただいてもよろしいでしょうか。

(回答)

余剰電力の売電契約を締結している施設はありません。

質問 6

入札内訳書に代表者印または会社印は必要でしょうか。

(回答)

内訳書（様式第6-1号）については代表者印を押印の上、入札書（様式第6号）の金額と一致していることを確認してください。

質問 7

入札書の日付指定はありますでしょうか。

(回答)

入札書について、郵便入札の場合は日付指定はありません。直接持参する場合は入札日の日付としてください。

質問 8

内訳書は入札書と同封してよいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はありますか。

(回答)

入札書（様式第6号）と内訳書（様式第6-1号）は同封してください。留め方や箇所、割り印等の指定はありません。

質問 9

入札金額は税抜き総額（110分の100相当）とすることを前提に、税込み単価で算定することでおろしいでしょうか。

(回答)

契約にあたっての単価については、税抜きまたは税込みにかかわらず、入札書または入札書に添付した計算書（内訳書）に記載されている単価での契約となりますので、入札金額を算定するのに用いた単価を必ず明記してください。

質問 10

入札金額内訳書は、基本料金と電力量料金の欄で構成されていますが、この他に別途割引料金を適用して、電気料金を請求したいと考えております。内訳書の「割引料金」を活用して割引額をお示しし、算定根拠にて単価等をお示しすればよろしいでしょうか。

また、弊社が落札した場合、契約書上も基本料金、電力量料金と別に割引単価を設定することは可能でしょうか。

(回答)

入札内訳書の記載についてはご質問のとおりとしてください。契約については入札説明書18にあるとおりですが、必要により、電気需給契約書（案）第23条に基づき協議を行います。

質問11

見積、内訳書作成にあたり、端数の処理方法・記入方法について教えてください。

(切捨て、切上げ、四捨五入、小数点第〇位まで記入等)

(回答)

入札説明書10（2）にあるとおり、月別合計時に端数処理するものとします。

その際に1円未満の端数については切り捨てとします。

なお、全施設の合計電力使用量に基づき、月別合計額を算出してください。

税込金額から税抜金額への計算に当たっては、円未満の端数処理は、切り上げとしてください。

質問12

内訳書は事業者の任意様式に変更することは可能でしょうか。

(回答)

入札書に添付する内訳書については、単価及び入札金額の算定方法が判読できるものであれば任意の様式でも可とします。

質問13

封筒の大きさや記載方法、封印方法等に指定はありますでしょうか。また、代表者印による封印でよろしいでしょうか。

(回答)

入札説明書11（1）にあるとおりです。封筒の大きさは指定していません。

また、代表者印による封印で可とします。

質問14

立会せずに初度入札のみ参加し、落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退する予定です。その場合の初度入札書提出時に、2回目入札の辞退届をあらかじめ提出する必要がありますか。

(回答)

1回目の開札で落札者がいない場合、2度目の開札を行う予定です。2回目の入札を辞退する場合は、辞退届は必要ありません。

質問 1 5

入札書及び入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にてご連絡いただけますでしょうか。

(回答)

入札に参加を希望し入札参加資格を有する者に対し書面でメールにより連絡します。

質問 1 6

計量日は請求期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承いただけますでしょうか。

(例：3/1～3/31 までの請求書は 4/1 0:00 計量)

(回答)

計量日については、電気需給契約書（案）第 10 条にあるとおりですが、必要により、同第 23 条に基づき協議を行います。

質問 1 7

毎月の計量日は一般送配電業者が定めるため、年間の請求が 13 回となることがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となります、その旨了承いただけますか。

(回答)

可とします。（ただし、契約期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日ですので、請求期間についても開始日と終了日は同様となります。）

質問 1 8

請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ錢未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか？

(回答)

料金の算定及び端数処理については、電気需給契約書（案）第 11 条及び 14 条に記載のとおりです。

質問 1 9

契約書締結時、契約書内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。

(回答)

電気需給契約書（案）、群馬県前橋合同庁舎ほか 23 施設電気需給仕様書に定めのない

詳細な事項については、電気需給契約書（案）第23条に記載のとおり、必要に応じて協議させていただきます。

質問20

地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合、弊社も準ずる形で改定のお願いをする可能性がございますが、ご対応いただけますでしょうか。

（回答）

電気需給契約書（案）第20条に基づき、協議の上、契約単価等を改定するものとします。

質問21

地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。

（回答）

電気需給契約書（案）第11条で、料金の算定には、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額を使用することとしていますので、当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整単価の算定方法の見直しを行った場合は、それに伴う契約単価の改定を含め協議の上、見直すものとします。

質問22

弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定するとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価による調整を行うことによろしいでしょうか。

（回答）

料金の算定については、電気需給契約書（案）第11条にあるとおりです。

質問23

今回の契約期間満了のタイミングまたは契約期間中に供給停止する施設がある場合は、落札後、別途、書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。

（回答）

支障ありません。

質問24

1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありますか。

(回答)

1年以内に、契約電力が 500 kW以上から 500 kW未満の値に減少した施設はありません。

質問 2 5

増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されます。

現在の契約期間中に増加工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承願います。

(回答)

増加工事を予定している施設はありません。

質問 2 6

弊社に責めのない場合は、損害賠償の対象外と考えてよろしいでしょうか。これを明確にする観点から、弊社が落札した場合、契約書を修正していただくことは可能でしょうか。

(回答)

損害賠償については、電気需給契約書（案）第19条にあるとおりですが、必要により、同第23条に基づき協議を行います。

質問 2 7

検針の結果は Web によりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか。

(回答)

請求書の作成については、電気需給契約書（案）第12条にあるとおりですが、必要により、同第23条に基づき協議を行います。

質問 2 8

質問書を提出した場合、書面でご回答いただけますでしょうか。また回答内容を確認するためには担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。

(回答)

入札説明書9（2）にあるとおりです。

質問 2 9

開札結果は電話でも確認可能でしょうか。その場合、すべての応札者名、応札価格、等

を教えていただくことは可能でしょうか。

(回答)

入札結果については、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）において公開します。また、入札参加者全員の総額が公開となります。

質問 3 0

一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社）と小売電気事業者における、接続供給契約が存在しない内容を入札の対象としたことから、電気の契約先を変更ができないトラブルが多く発生しております。今回の入札対象の需要場所においては、全数「供給地点特定番号」はありますでしょうか。また確認のため各需要場所全数の「供給地点特定番号」を教えていただけないでしょうか。

(回答)

あります。各需要場所の供給地点特定番号は落札後に契約相手方に提供します。

質問 3 1

弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。

(回答)

契約協議については基本的には電話、メール等により行います。ただし、状況によって直接面談による協議を求める場合もあります。

質問 3 2

弊社が落札した場合、切り替え手続きに必要な資料の提示を、切り替えに間に合うよう^に早急にご協力いただく事は可能でしょうか。

(回答)

切り替え手続きに必要な情報は、速やかに提示します。

質問 3 3

開札の結果により、供給する小売電気事業者が変更となる場合は、供給者変更（スイッチング）の申込手続きを小売電気事業者が行う必要があります。

一般送配電事業者の取り決めにより、スイッチングの申込期日が厳格定められているため、開札以降すみやかに、小売電気事業者宛に廃止申込および使用申込手続きを行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

(回答)

開札以降、必要な手続きは、すみやかに対応します。

質問 3 4

弊社が落札した場合、当該地域の一般送配電事業者が定める託送共有等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、弊社の電気需給約款等を見直しする必要が生じた場合、契約期間満了前でも応じていただけますでしょうか。

(回答)

契約料金については、電気需給契約書（案）第20条に基づき、協議の上、契約単価等を改定するものとします。その他電気需給契約書（案）、群馬県前橋合同庁舎ほか23施設電気需給仕様書に定めのない事項については、電気需給契約書（案）第23条に記載のとおり、必要に応じて協議させていただきます。

質問 3 5

次回入札公告時にお客さま側の業務負担軽減を目的に、他事業者を含んだ今回の質問回答内容を参考資料として配付していただけないでしょうか。

(回答)

次回入札時も今年度同様、参考資料として質問回答内容を県ホームページに掲載予定です。